

調査

県内における企業誘致の現状と課題

企業誘致は、雇用創出や設備投資促進、税収の増加などにより、地域経済の活性化や各自治体における歳入増加が見込まれることから、各県とも企業誘致を活性化させている。

このような状況の中で、本県でも、県知事が営業本部長を務めるなど、企業誘致を県政の最優先課題に掲げており、補助金の増額などの公的支援策を打ち出すことで、競合する他県との差別化を図ろうとする動きをみせている。

こうしたことから、本稿では、福島県における企業誘致の現状などについて統計データを基に分析し、取り組むべき課題についても述べた。

各地方自治体では、国の厳しい財政事情を受けて、地方交付税が平成16年までの3年間で総額約5兆円カットされ、現状も減額傾向が続いている。こうしたなか、本県の地方交付税も平成17年度が前年度を上回ったものの、平成18年度以降は再び減額となっており、本県でも県税の増加による財源確保が課題となっている（図1）。

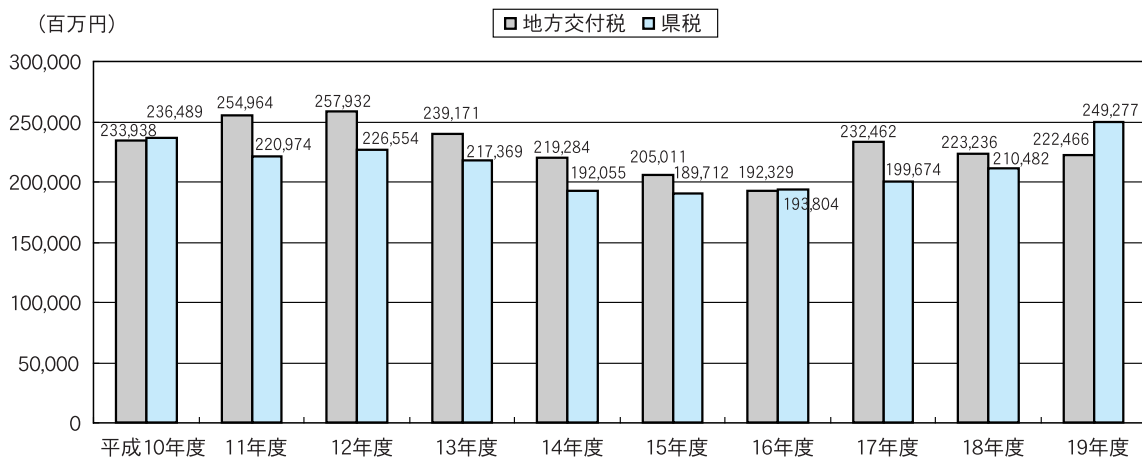
また、本県では、新規高卒者就職決定者の約4人に1人は県外へ就職し、大学等進学者の約70%が県外へ進学する状況が続いており、平成18年の県外就職者と県外進学者は合計で10,489人と年々

増加し（表1）、本県の人口動態は社会減少の傾向が強まっている。

以上のことから、本県では、地方交付税の減額分を賄う税収の増加や県外進学者のUターンを含む若年労働者の雇用創出が求められており、その打開策の一つとして、企業誘致が積極的に推進されている。

※地方交付税：各自治体の税源の不均衡による財政力の格差を国が調整するために交付する税金。

図1 地方交付税と県税の推移



資料：福島県「福島県勢要覧」

表1 本県の人口動態と県外への就職・進学状況

	人口動態 (社会増減)	新規高卒者就職決定者数		県外就職率	②大学等県外 進学者数	県外進学率	① + ②
			①うち県外				
平成10年	▲3,184人	8,417人	2,077人	24.7%	5,898人	71.0%	7,975
平成11年	▲3,195人	6,619人	1,782人	26.9%	5,720人	70.2%	7,502
平成12年	▲2,778人	6,099人	1,326人	21.7%	5,946人	71.2%	7,272
平成13年	▲4,835人	6,141人	1,316人	21.4%	6,137人	71.6%	7,453
平成14年	▲6,122人	4,986人	1,283人	25.7%	6,029人	71.0%	7,312
平成15年	▲6,557人	4,593人	3,502人	23.8%	6,091人	71.0%	9,593
平成16年	▲6,313人	5,068人	3,863人	23.8%	5,890人	69.9%	9,753
平成17年	▲6,305人	5,435人	4,238人	22.0%	6,198人	69.3%	10,436
平成18年	▲7,964人	5,472人	4,189人	23.4%	6,300人	70.2%	10,489

資料：総務省「国勢調査」、福島県「福島県の推計人口」、福島労働局「職業安定業務統計」、福島県教育委員会「学校統計要覧」

注1：人口動態は各年10月1日時点。

注2：新規高卒者就職決定者数は各年3月末時点。

1. 県内における企業誘致の現状

各自治体の企業誘致により、企業がその自治体に進出する場合、企業の本社機能はそのまま首都圏などに置き、工場を建てるのが一般的なため、下記では、工場立地状況から企業誘致の動向を探ってみる。

(1) 工場立地件数と敷地面積の推移

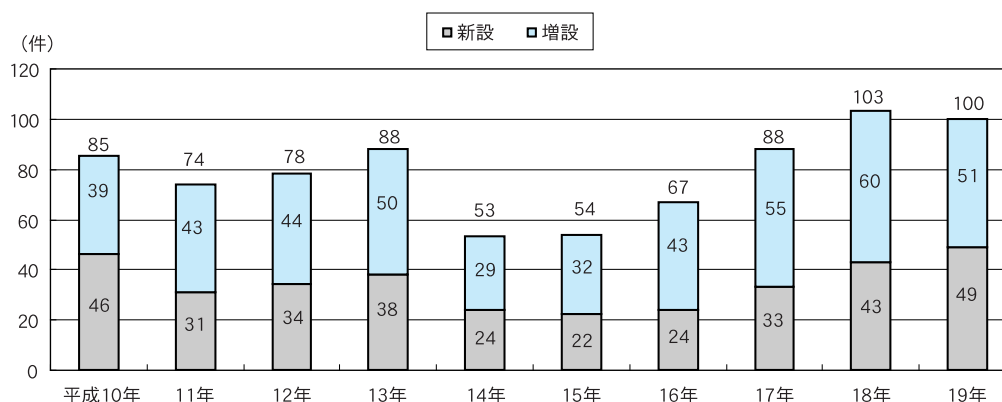
福島県工業開発条例に基づく工場立地届出状況を見ると、平成10年から19年までの県内の工場立地件数は、平成10年から13年まで75～85件程度を維持していたが、平成14年と15年が50件程度まで落ち込んだ（図2）。その後、平成16年以降は増加傾向に転じており、平成18年は103件、平成19

年は100件といずれも100件に達し、工場立地は現状で活発化している。

一方、平成10年から19年までの工場立地敷地面積をみると、平成18年の870,830㎡は平成10年以降で最も広く、平成19年も613,253㎡と高水準で推移している（表2）。また、工場1件当たり敷地面積では、平成19年が6,133㎡に止まったものの、平成17年と18年が8,000㎡を超えており、大規模工場の立地も窺える。

※福島県工業開発条例：新設は敷地面積1,000㎡以上の場合、増設は敷地面積1,000㎡以上かつ生産施設の面積が300㎡以上または生産施設の面積が増設前の20%以上の場合、県に届出を必要とする。

図2 県内の工場立地件数



資料：福島県「工場立地状況」

注：福島県工業開発条例に基づく工場新設・増設届出件数（敷地面積1,000㎡以上）

表2 県内の工場立地敷地面積および設備投資額

(単位：㎡、百万円)

	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
工場立地敷地面積	558,681	632,656	614,801	491,208	517,637	263,834	397,149	742,924	870,830	613,253
工場1件当たり敷地面積	6,573	8,549	7,882	5,582	9,767	4,886	5,928	8,442	8,455	6,133
工場立地設備投資額	95,632	213,328	228,548	66,216	34,491	59,923	76,631	108,416	81,191	87,455
工場1件当たり設備投資額	1,125	2,883	2,930	752	651	1,110	1,144	1,232	788	875

資料：福島県「工場立地状況」

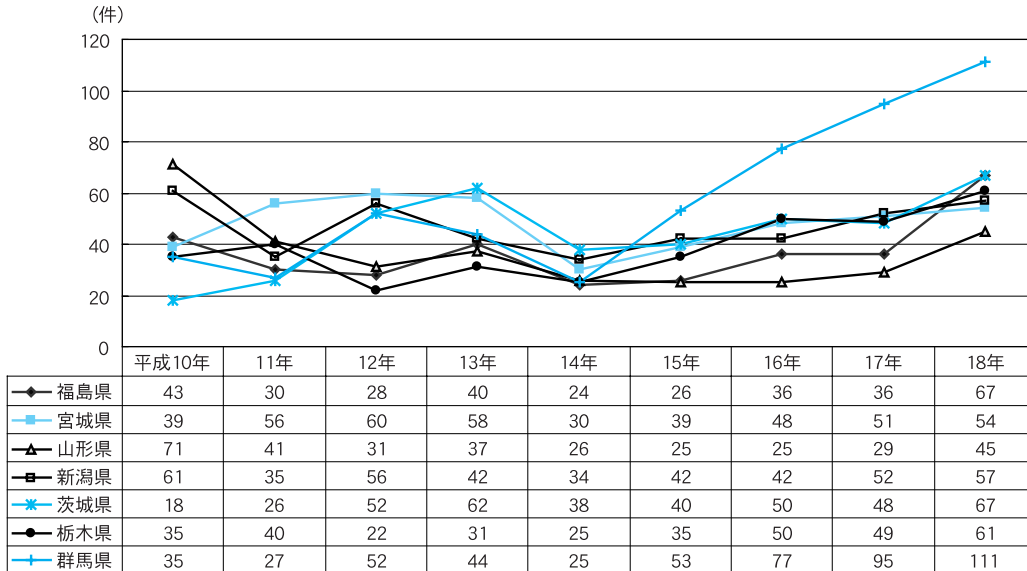
注：福島県工業開発条例に基づく県外企業の工場新設届出件数（敷地面積1,000㎡以上）

(2) 本県と隣県および全国の比較

経済産業省「工場立地動向調査」による本県と隣県の工場立地件数をみると、平成10年から14年までは山形県や宮城県、茨城県が入れ替わりでも多かったが、平成15年以降は群馬県が断然多く、

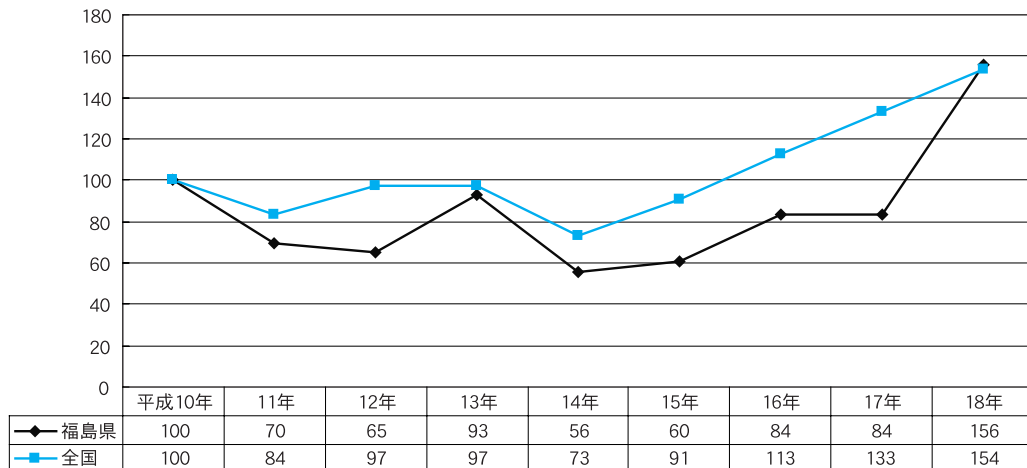
平成18年まで4年連続で最も多かった（図3）。一方、本県は、平成17年まででは平成10年の43件が7県のうち3位で最高位だったが、平成18年は67件で2位と急増傾向を示している。尚、群馬県の工場立地が増加傾向にあるのは、平成24年の北

図3 本県および隣県の工場立地件数



資料：経済産業省「工場立地動向調査」

図4 本県と全国の工場立地件数



資料：経済産業省「工場立地動向調査」

関東自動車道全線開通を見込んでのものとみられる。

また、平成10年を100として、本県の工場立地件数の動向を全国と比較してみると（図4）、平成11年から17年まで全国実績を下回る動きをみせていたが、平成18年に急増したことにより、現状は全国並みの増加率となっている。

2. 企業誘致による経済効果

(1) 雇用創出効果

平成10年から13年までの工場立地による雇用人員は、工場立地件数が80件程度と比較的高水準で推移したため、2,000人を超える状況が続いた（図5）。その後、工場立地が低調だった平成14年と15年は1,000人に満たなかったものの、平成16年から再び雇用人員は1,000人を超え、直近の平成19年は2,375人と2,000人を上回る雇用創出となり、活発な工場立地が好影響をもたらしている。

(2) 設備投資

平成10年から19年までの工場立地設備投資額は、平成19年が87,455百万円となり、ピークとなった平成12年の228,548百万円と比べて2分の1未満で、工場立地件数の多さを勘案すると、設備投資は抑制傾向にある（表2）。但し、平成18年の工

場立地による設備投資額81,191百万円は、日本政策投資銀行「2007年度設備投資計画調査」による本県製造業の設備投資実績額127,500百万円の60%以上を占めており、県内の設備投資額は工場立地による影響度が大きいといえる。

(3) 地元企業への波及効果

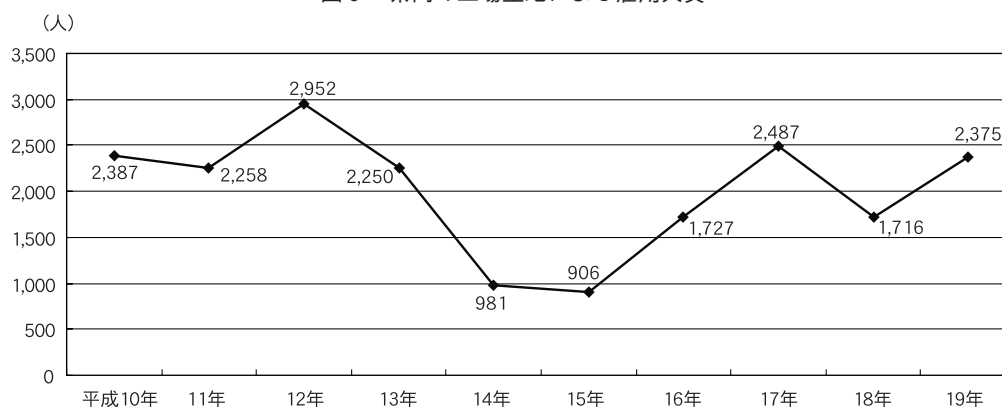
大手メーカーの完成品工場が立地した場合、部品を直接納入する1次部品メーカー、その下請けや孫請け企業の2次、3次メーカーなど裾野の広いピラミッド型の産業構造が形成されることが予想され、地元企業が部品メーカーとして参入することができれば、県内経済への波及効果が高まることが期待できる。

3. 企業における立地場所の選定要件

これまで、地域経済は公共投資に依存する傾向が強かったが、財政再建を理由に今後も公共投資が増加する可能性は低いため、企業誘致などによる民需主導型の地域経済の活性化が望まれている。

ここで、日本政策投資銀行「設備投資行動等に関する意識調査結果」による国内工場の立地選定要件をみると、上位から「地域資源」、「交通アクセスの利便性」、「既設拠点との近接性」、「当地の製品・サービス需要」、「国・自治体の公的支

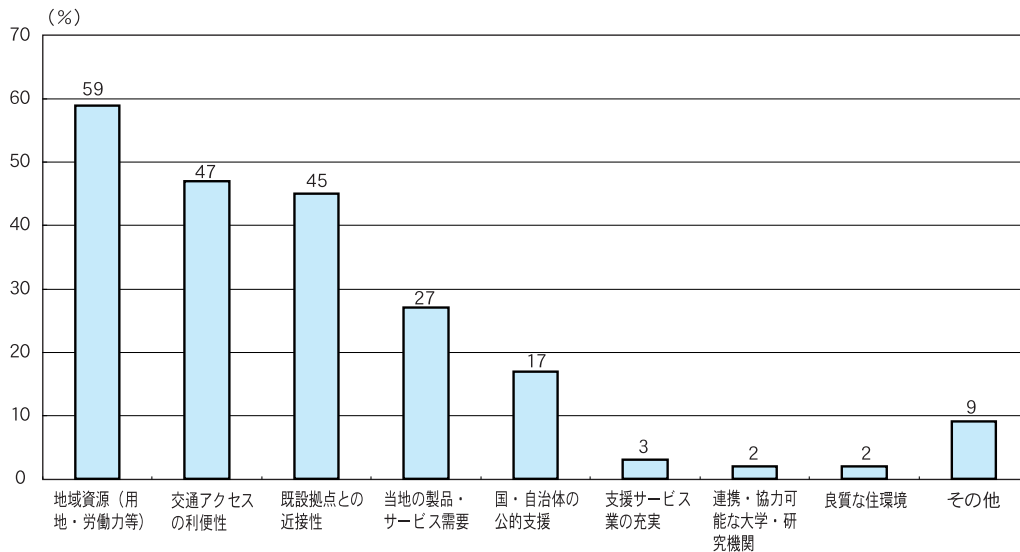
図5 県内の工場立地による雇用人員



資料：福島県「工場立地状況」

注：福島県工業開発条例に基づく県外企業の工場新設届出件数（敷地面積1,000㎡以上）

図6 国内工場の立地選定要件（複数回答）



資料：日本政策投資銀行「設備投資行動等に関する意識調査結果」
注：製造業568社に対するアンケート調査結果

援」などの順となっている（図6）。

そこで本節では、全国有数の企業誘致エリアで、本県と競合する可能性もある北関東を含む隣県と本県について、上記の選定要件の中で客観的評価が可能なものを比較しながら分析してみる。

(1) 地域資源

① 工業用地

企業進出に際して、広大な工業用地を確保することも重要な要件となってくるが、工業用地取得に要する投資額は一般に大きいことから、地価が安いことは企業誘致へのアピール・ポイントになるだろう。

そこで、本県および隣県の工業地平均価格をみると、群馬県が31,300円で最も高く、本県は13,100円と山形県の11,800円に次いで安く、用地取得に関して、隣県との競争力は高いものとみられる（表3）。

② 労働力の確保

本県および隣県の有効求人倍率をみると、群馬県が1.41倍で最も高く、次いで、栃木県の1.35倍、新潟県の1.13倍などの順となり、福島県の0.89倍は7県中で最も低かった（表3）。求人倍率が1

倍を下回っていることは、求職者数より求人数が少なく、求職者が余剰であることを示しており、本県では、新たな企業が進出してきた場合の新規求人に応え得る豊富な労働力が残っているといえる。

また、勤労者の平均年収を比較してみると、茨城県が4,942.2千円で最も高く、本県は4,200.1千円と7県中3番目に低い県となっている（表3）。

表3 本県および隣県の地域資源（工業用地、労働力）

	工業地平均価格		有効求人倍率		勤労者平均年収
群馬県	31,300円	群馬県	1.41倍	茨城県	4,942.2千円
茨城県	23,600円	栃木県	1.35倍	群馬県	4,804.9千円
栃木県	21,800円	新潟県	1.13倍	栃木県	4,647.1千円
宮城県	20,200円	山形県	1.06倍	宮城県	4,299.7千円
新潟県	18,500円	宮城県	0.93倍	福島県	4,200.1千円
福島県	13,100円	茨城県	0.93倍	新潟県	4,029.3千円
山形県	11,800円	福島県	0.89倍	山形県	3,793.1千円

資料：国土交通省「平成19年度都道府県地価調査」、

厚生労働省「職業安定業務統計」

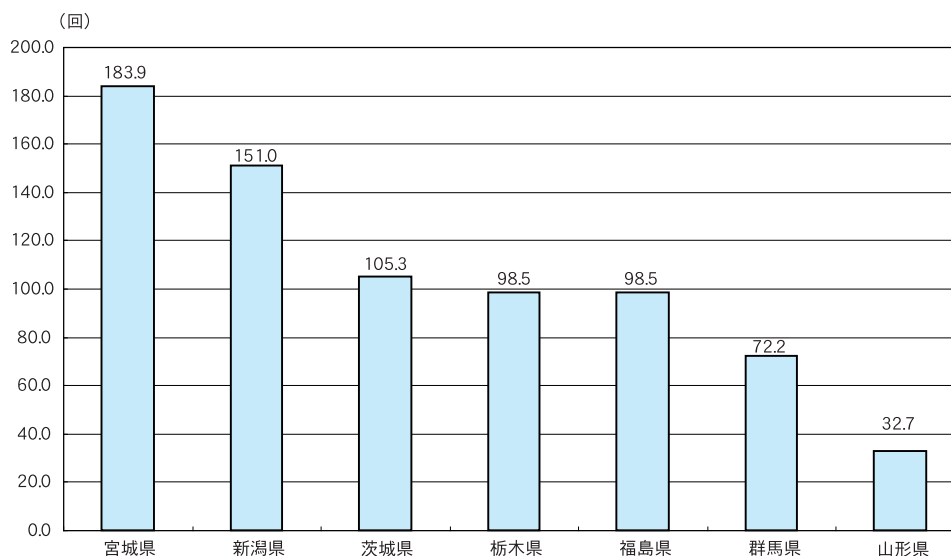
「平成18年賃金構造基本統計調査」

注1：工業地平均価格は1㎡当たり地価。

注2：有効求人倍率は平成18年平均季節調整値、パートを含み、新規学卒者を除く。

注3：平均年収は決まって支給する現金給与×12+年間賞与その他特別給与で算出。

図7 本県および隣県の地震回数



資料：気象庁

注：1997年から2006年までの年平均回数

図8 地震保険の都道府県区分



(日本損害保険協会)

③ 安全性

企業誘致において、地震などの自然災害に見舞われるリスクが低いことも地域選定の重要な要素となるだろう。

そこで、本県および隣県の年平均地震回数(1997年～2006年)をみると、宮城県の183.9回が最多となり、次いで、新潟県の151.0回、茨城県の105.3回などの順で、本県は、栃木県と並んで98.5回と宮城県の半分程度となっている(図7)。また、地震保険の保険料率では、本県の保険料率は最も低いランクに属しており、地盤が強固で活断層も少なく、地震に対する安全性が極めて高いといえる(図8)。

(2) 既設拠点との近接性

進出企業が立地する地域を選定する場合、物流コストの削減や短納期を実現するため、既に立地している部品工場などと近い地域を選ぶ可能性は高い。

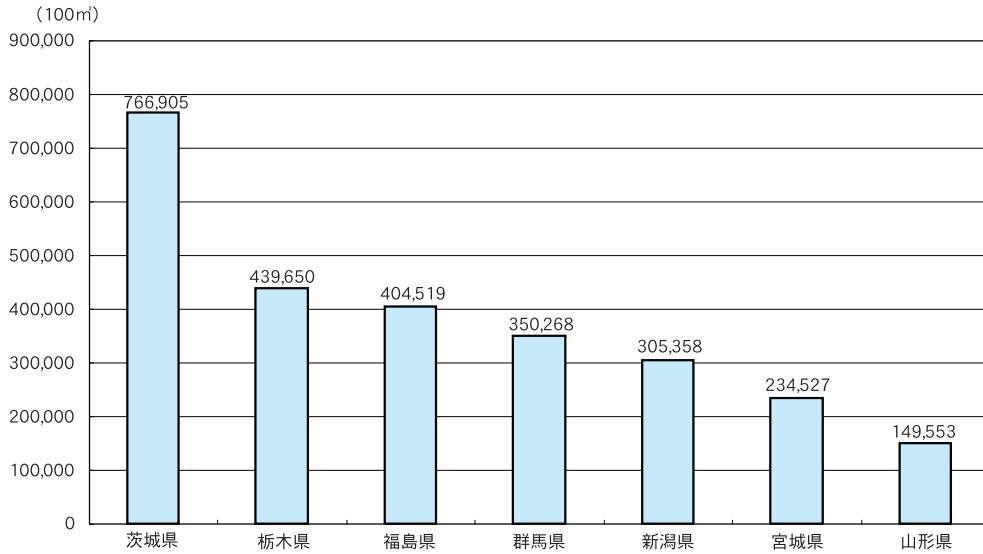
本県および隣県における工場の延べ件数と延べ敷地面積をみると、茨城県がどちらも最も多く、工場の集積度は最も高いものとみられる(図9、10)。一方、本県は、件数、敷地面積とも7県中3番目に多く、工場の集積度は高い方に該当しており、既設拠点との近接性において、隣県に引けを取ることはないといえる。

(3) 補助金等公的支援

企業が進出する場所を選定する際、地域資源などより優先順位は低いとみられるが、自治体間で競合した場合、補助金の多寡が選定の決め手となることもあるだろう。

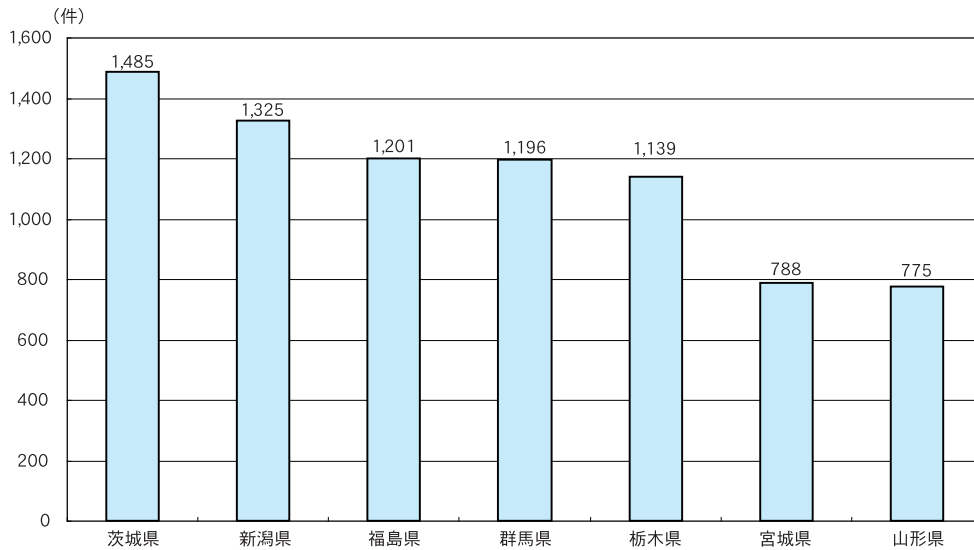
47都道府県と17政令指定都市の64自治体における平成19年9月末時点の進出企業に支給する補助金上限額は、前年同月比で増額が8自治体、減額が神奈川県のみとなっている(表4)。また、50億円以上の高額補助金は11自治体で、前年より2自治体増加している。

図9 本県および隣県の工場延べ敷地面積



資料：経済産業省「平成17年工業統計表」
 注：調査対象は従業員数30人以上の事業所。

図10 本県および隣県の工場延べ件数



資料：経済産業省「平成17年工業統計表」
 注：調査対象は従業員数30人以上の事業所。

本県の補助金上限額は35億円と昨年の5億円から30億円増額し、本県および隣県の7県では、新潟県の50億円に次いで多く、補助金による公的支援は手厚いといえる。

また、企業立地促進法による企業支援策として、財政力指数が全国平均の0.46未満の都道府県で不動産取得税の全額免除が適用される（図11）。本県および隣県の財政力指数をみると、宮城県や茨

城県、栃木県、群馬県の4県で対象外となる中、本県は0.42で新潟県や山形県と共に適用対象となり、企業誘致で他県と競合した場合のアピールポイントになる。

4. 企業誘致を成功させるための課題

前節では、企業が立地場所を選定する要因のう

表4 自治体別の企業誘致に関わる補助金上限額

順位	自治体名	補助金上限額	前年度補助金上限額
1	大阪府	150億円	30億円
2	和歌山県	100億円	—
3	三重県	90億円	—
4	岐阜県	70億円	—
	岡山県		—
6	千葉県	50億円	—
	新潟県		—
	富山県		—
	大分県		10億円
	宮崎県		5億円
	横浜市		—
12	北海道	37億円	—
13	鳥取県	36億円	—
14	福島県	35億円	5億円
	石川県		—
16	福井県	34億円	—
17	青森県	30億円	—
	栃木県		—
	滋賀県		—
	高知県		—
	佐賀県		—
	長崎県		11億円
	浜松市		2億円
	大阪市		—
25	千葉市	25億円	—
26	神奈川県	22億円	82億円
27	秋田県	20億円	—
	京都府		—
	島根県		—
	広島県		—
	熊本県		—

資料：日本経済新聞社

注：平成19年9月末時点、補助金上限額20億円以上の自治体のみ。—は変更なし。

自治体は47都道府県と17政令指定都市。

ち、客観的評価が可能で優先順位の高い項目について、本県および隣県の現状を述べたが、本県はいずれの項目もほぼ上位に位置していることが分かった。尚、交通アクセスの利便性は客観的な評価が困難なため、隣県と比較できなかったが、本県は陸路・海路・空路いずれの交通基盤も充実しており、隣県に見劣りすることはないものと思われる。

したがって、本県は既に持っている優位性に加えて、自発的に企業誘致を促す方策を見つけて出すことが肝要であり、隣県との差別化に繋がるもの

と考える。

そこで本節では、本県が今以上の企業誘致を目指す上で、取り組まねばならない課題について取り上げる。

(1) 既存立地企業に対するサポート

既に述べた本県の企業誘致件数を新設と増設に分けてみると、平成10年から19年まででは、平成10年を除いて増設が多いことが分かる。この結果から、1社当たりの設備投資額や雇用人員数の多い新設による企業誘致が望まれるものの、現実的には、増設による企業誘致が多く、経済効果も大きくなっている。

こうしたことから、既存立地企業に対するサポートを強化することにより、増設件数を増やすことが、結果的に企業誘致件数および経済効果を増大させることに繋がるものと考えられる。

具体的には、県や市の担当者で結成した専担チームが定期的に企業を訪問し、企業誘致に関する情報提供などを通して、工場の増設やグループ企業の誘致を推進することなどが考えられる。

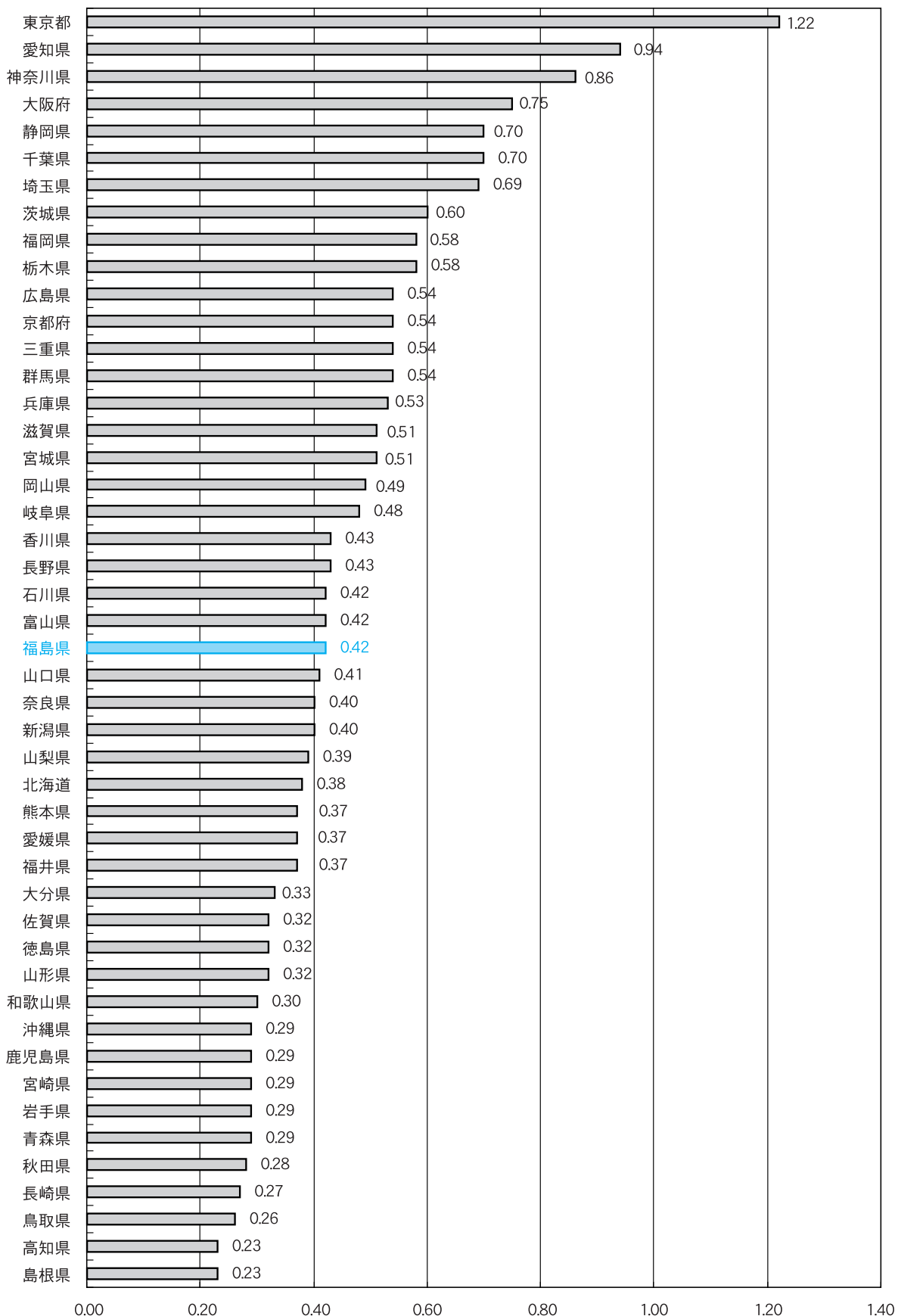
(2) 広域連携

既に述べたように、企業が立地場所を選定する要件に既設拠点との近接性が挙げられているが、隣県にまたがる企業誘致も考えられるため、広域連携による企業誘致の推進も有効であるとみられる。

広域連携の事例としては、福岡県を中心とした北部九州における自動車産業の誘致が知られており、平成15年に発足した「北部九州自動車100万台生産拠点推進会議」が打ち出した産業インフラの整備や自動車メーカーとの合同商談会などの施策が功を奏し、当初計画より1年早い平成18年に年間100万台生産を達成した。そのため、同会議は「北部九州自動車150万台生産拠点推進会議」と改称し、更なる企業集積に向けて現在も活動を続けている。

こうしたことから、進出企業は、県単位での産

図11 都道府県別財政力指数



業集積にこだわることなく、隣県にまたがる産業集積であっても、結果的に既設拠点との近接性が保たれば、物流コスト削減や短納期化の実現が図れるものとみなし、企業進出に踏み切る傾向があると考えられる。

このような状況下で、本県も、産学官連携により東北を自動車関連産業の一大集積拠点とすることを旨とする「とうほく自動車産業集積連携会議」に今年から参加した。「とうほく自動車産業集積連携会議」では、今年度事業として自動車メーカーとの商談会や先端技術のプレゼンテーションなどを実施したが、現状では自動車メーカーと個別のビジネスマッチングが主であるため、いかにして企業誘致に繋げるかが今後の課題となっている。

(3) 自治体における迅速な対応

進出企業が複数の候補地から立地場所を選別するのに、許認可事務手続きなどにおける自治体のスピーディーな対応が決定要因となることも考えられる。

したがって、各自治体では、各種許認可事務手続きや情報提供などを迅速に行うことにより、進出企業にワンストップサービスを提供することで、他の自治体との差別化を図ることが求められる。そのためには、第一に、企業誘致に関する窓口を一元化するとともに、関連する各部署との連携を深めることにより、知識や情報を共有化することが必要となる。第二には、企業誘致担当部署にトップの後ろ盾を据え、権限委譲を遂行し、迅速な意思決定を可能とすることである。

(4) 技術水準の向上

企業誘致による本県経済への波及効果は、地元企業が進出企業の協力企業や下請企業となるほど大きく、望ましいものとする。しかし、現実的には、大手企業は、グループ企業や既に取引のある下請企業から部品や材料を調達することが多い。

こうした状況下で、地元企業が大手企業と取引

するには、高い技術力はもちろん、低価格で短納期、多品種小ロット生産を実現する高い生産効率など、大手企業が求める高水準のQCD（Quality, Cost, Delivery：生産管理の3要素で品質、原価、納期を指す）をクリアすることが必須となるだろう。そのためには、企業努力は言うまでもなく、行政をコーディネーター役として、大学や公設試験研究機関などとの連携を図ることで、技術面における地元企業全体の底上げを図る必要がある。

5. おわりに

国内の製造業では、1990年代に低賃金などを理由として、中国などのアジアを中心に生産拠点を海外に移転させる傾向がみられ、国内生産の空洞化が進展した。しかし、現状では、日本国内の技術力の高さや質の高い労働力の活用、先端技術の流出防止などから、国内に高付加価値製品の生産拠点を新設、または増設する動きが活発となっており、各自治体とも、地域経済に与える波及効果を期待して、公的支援などによる企業誘致策を打ち出している。

こうした中、本県は、既に述べたように、地域資源などの企業が立地場所を選定する上で求める多くの要件を満たしていることなどから、工場立地件数は2年連続で100件に達するなど、企業誘致は好調な動きを持続している。但し、従来の企業誘致による地域経済への直接効果は雇用促進と税収の増加などであり、進出企業の設備投資も地元金融機関を利用しない場合も多く、企業収益や資金需要が地元に戻元されないことから、波及効果は限定的ともいえる。

したがって、企業誘致による経済波及効果を最大限にするには、県内企業が進出企業と取引を結ぶことであり、そのためには、産学官連携を中心にして、進出企業が求める高水準の企業力を持った県内企業を一層増やすことが最大の課題となっている。

(担当 和田)